

2022年7月28日

福島県知事
内堀 雅雄様

ふくしま復興共同センター
代表委員 斎藤富春
みんなで新しい県政をつくる会
共同代表 井上裕子
日本共産党福島県委員会
委員長 町田 和史
日本共産党福島県議会議員団
団長 神山 悦子

福島第一原発汚染水（ALPS処理水）海洋放出のための設 備新設工事に係る県の事前了解は行わないことを求める緊 急申し入れ

原子力規制委員会が東電の汚染水海洋放出に係る設備新設工事を認可したことを受け、26日、県廃炉安全監視協議会は報告書案を了承し、その後、県原発安全確保技術検討会が確認結果報告書を知事に提出しました。

原発汚染水の処理については、2015年に東電が地下水バイパス・サブドレンで汲み上げたトリチウムを含む水を海洋放出する際に、国と東電は漁業者に対してALPS処理水の処理については「漁業関係者の理解なしにはいかなる処分も行わない」との約束の下に海洋放出を認められた経過があります。

汚染水が海洋放出されれば、新たな風評被害を招き福島の復興の障害になることは明らかであり、県漁連・生協連はじめ広範な県民、国民から反対の声があげられてきました。国が行ったパブリックコメントでも約7割が反対の意見を寄せたのをはじめ、県内の市町村議会の7割が海洋放出に反対もしくは慎重対応を求める意見書をあげており、県民、国民の意思の多数が海洋放出に反対していたのです。

ところが国は漁業者との約束を踏みにじり、昨年4月13日、一方的に海洋放出の方針を閣議決定したのです。本県の漁業は、今年4月から本格操業の準備が始まったばかりですが、原発事故前の2割にも満たない漁獲量という状況の矢先に、漁業者との約束を反故にすることは断じて許されません。

しかし、東電は閣議決定に基づき海洋放出は地下トンネルにより 1 キロ先の沖合での放出とする方法を発表、規制委員会に設備新設工事の審査申請を行い、県と市町村には工事に関する事前了解願いを提出したのです。漁業者との約束を反故にして、技術的問題に矮小化して設備新設工事の検討が進められてきたことに、県民はやるせない憤りとともに、国、東電への不信を募らせてきました。

こうした経過の中で、26 日、県原発安全確保技術検討会が海洋放出設備の新設に関する確認結果報告書を取りまとめ、事実上の事前了解を出した事になりました。知事がこの報告書をもとに最終的な判断を行うとされています。今回出された報告書はあくまで技術的な検討であるとしていますが、漁業者や県民の意思、復興に向けた総合的判断が知事には求められます。

今月 22 日、内田広之いわき市長は「漁業者の理解は得られていないと認識している。関係者との当初の約束をしっかりと守っていただきたい」とのコメントを発表しています。知事はこれまで技術的な了解と県民の理解とは別だと述べてきましたが、県民の理解は得られていないことを県民の代表として明確に表明すべきです。しかし、その行為が何も示されなければ、今回の技術的な了解が事実上海洋放出自体に了解を与えたことになってしまいます。

県民の理解が得られず本県復興に大きな障害となる汚染水海洋放出について知事は、県民を代表して認められないとの立場を明確に表明すべきです。

よって、最終判断に先立ち、以下の点を申し入れます。

- 1、来春の汚染水の海洋放出を認めない立場を明確に表明すること。
- 2、汚染水海洋放出のための設備新設には事前了解しないこと。
- 3、放射性物質が海洋の生態系に及ぼす影響についての研究論文が、「Nature」や「Science」など世界的権威を持つ科学誌に掲載されるなど、新たな知見も徐々に明らかになりつつある状況を踏まえ、国が責任をもって調査を行った上で海洋放出について再検討するよう国に求めること。
- 4、汚染水の処理については、県民、国民の理解と合意が得られる方法が確立されるまで地上保管を求めること。
- 5、汚染水を抑制するため、直ちに広域遮水壁等の抜本対策を講じるよう国と東電に求めること。

以上